

事前申請・病院予約が必要です

高齢者の肺炎球菌予防接種



- 対象者 65歳以上で今まで23価の高齢者肺炎球菌の予防接種（自費接種を含む）を受けたことがない人
- ※新型コロナウイルスワクチンを接種する場合は、前後13日の間隔をあけて接種してください。

接種までの流れ

①申請

●窓口での申請

場所	◇市役所 1階 福祉サービス案内コーナー ◇すこやか交流プラザ	地域行政センター (各コミュニティセンター内)
受付時間	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時半～午後5時	午前9時～午後9時（毎月第3火曜日、12月28日～1月4日を除く）
決定通知書 受け取り	申請時にその場で発行	申請日から1週間後に発行 ※送付での受け取りを希望する場合は、申請時に84円切手を貼った返信用封筒を持って来てください。
必要なもの	◇本人が申請する場合 住所・氏名・生年月日が確認できるもの (健康保険証や運転免許証など) ◇代理人が申請する場合 委任状・代理人の住所・氏名・生年月日が確認できるもの (健康保険証や運転免許証など)	委任状記載項目 ◇委任状の作成年月日 ◇委任者（接種を受ける人）の氏名 (署名) ◇代理人の住所・氏名 ◇委任の内容（高齢者肺炎球菌予防接種実施申請）

●送付での申請

申請書（市ホームページからダウンロード）と返信用封筒（84円切手貼付、あて先を記入）を、申請先に送付してください。

②決定通知書を受け取って病院に予約

●決定通知書の有効期限 令和6年3月31日(日)

●市内の実施医療機関 7ページ参照

※ワクチンの在庫状況などによっては、すぐに接種できない場合があります。

③決定通知書を持って病院に行く

接種時に必要なもの

- ◇高齢者肺炎球菌予防接種決定通知書、予防接種済証の様式（申請後に渡します）
- ◇本人確認書類（健康保険証など）
- ◇健康手帳（持っている人のみ）
- ◇自己負担金 3000円

※市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料（市民税未申告の人は、申請前に市税課に申告をしてください）。令和5年1月1日以降に転入した市民税非課税世帯の人は事前に問い合わせてください。
※接種後の申請や払い戻しはできません。

●申請と問い合わせ先

健康課健康長寿担当〔〒816-0931 瓦田4-2-1 すこやか交流プラザ内〕 ☎(501)2222